

あなたの賃金は

最低賃金以上ですか？

最低賃金法という法律をご存知ですか？

あなたがもらっている賃金が最低賃金未満なら法律違反となります。タクシーの職場で、營收が低くて賃金が少なくなっている場合、最低賃金法違反のケースがかなりあります。

最低賃金は都道府県ごとに決められていて、時間額で表示されます。毎年10月に改定されます（下表）。

支給された賃金を最低賃金と比較するためには、賃金の方も時間額に直して比較します。計算した時間額が最低賃金未満だっ



たら違法で、差額を請求できます。

しかし、法律違反であっても、会社を相手に是正させるのは一人では困難です。

労働組合に入って、力を合わせて改善しましょう。

最低賃金の計算例

●最低賃金は時間額で比較します

歩合給の時間額＝歩合給÷総労働時間

固定給の時間額＝固定給÷所定労働時間

両方ある場合は、それぞれ計算して足し合わせます

●対象にならない賃金

①臨時に払われる賃金②賞与・一時金③時間外・休日・深夜割増賃金④精皆勤手当・家族手当・通勤手当——これらは計算から除外して比較します

●計算例

45%のオール歩合賃金（45%のうち歩合給が40%、割増賃金5%）で、労働時間は1か月230時間（所定170、時間外60時間）、營收が40万円だったとします

最低賃金の対象となる賃金 40万円 × 40% = 16万円（割増賃金は計算から除外）

その時間額 16万円 ÷ 230時間 = 696円

696円が、その地方の最低賃金を下回っていれば違法です

2016年度地域別最低賃金額（時間額、2016年10月以降適用）

地方	(円)	福島	726	神奈川	930	岐阜	776	兵庫	819	山口	753	長崎	715
北海道	786	茨城	771	新潟	753	静岡	807	奈良	762	徳島	716	熊本	715
青森	716	栃木	775	富山	770	愛知	845	和歌山	753	香川	742	大分	715
岩手	716	群馬	759	石川	757	三重	795	鳥取	715	愛媛	717	宮崎	714
宮城	748	埼玉	845	福井	754	滋賀	788	島根	718	高知	715	鹿児島	715
秋田	716	千葉	842	山梨	759	京都	831	岡山	757	福岡	765	沖縄	714
山形	717	東京	932	長野	770	大阪	883	広島	793	佐賀	715		

自交総連

(本部) 〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201 Tel:03-3875-8071

Mail:info@jikosoren.jp ホームページ [自交総連](#) ←検索